

それ、本当に解約できていますか？

「返品した」 「行政処分の通知がきた」では、 自動的に契約は解約されません！

ネット通販・SNS広告で商品を購入したら・・・



1個だけのつもりが
定期購入になっていた



行政処分を受けたと通知が来たので、
代金支払い不要だと思った



返品したのに、その後
また商品が届いた



請求書を無視していたら
法律事務所から通知が来た！

その対応、間違っているかも！？

- ✓ 商品を返品しても解約にはなりません！
- ✓ 事業者が行政処分を受けても、その事業者との契約が自動的に無効になるわけではありません！

🔍 契約内容・広告・請求内容を必ず確認しましょう！

どうすればいい？

- ◆ 申込画面や広告はスクリーンショット等で保存しましょう！
- ◆ 商品、請求書が送られてきた場合、放置せず、内容を確認しましょう！
- ◆ 困ったときはすぐに専門家へ相談しましょう！



お近くの自治体等の消費者相談窓口につながります ☎188

九州経済産業局でもご相談をお受けいたします

消費者相談室では、消費者の方からの経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関するご相談を受け付け、助言、情報提供を行います。

ご相談は
コチラ

九州経済産業局
消費者相談室

☎092-482-5458

※事業者との交渉・あっせんはできません

